

南丹市暴力団排除条例の制定

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活の確保を図る目的で、南丹市暴力団排除条例を制定しました。

本条例は平成24年4月1日から施行

条例の概要

1. 総則
 - 基本理念(第3条)
 - 市の責務(第4条)
 - 市民等の責務(第5条)
2. 市の施策
 - 市の事務事業における措置(第6条)
 - 市民等に対する支援等(第7条)
 - 市が設置した公の施設の使用の不承認等(第8条)
 - 公共工事からの暴力団排除(第9条)
3. 市民等の遵守事項等
 - 暴力団威力利用行為の禁止(第10条)
 - 利益供与の禁止(第11条)
 - 契約時における措置(第12条)
4. 青少年の健全育成を図るための措置(第13条)
5. 罰則
 - 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第16条)
 - 5万円以下の過料(第17条)

条例施行に伴う南丹市の主な施策

- ◆ 市の実施する事業により暴力団に利益を与えないよう、入札に参加させない等の措置を講じます。
- ◆ 市民等が暴力団排除に取り組むことができるよう、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援や必要な広報及び啓発を行います。
- ◆ 市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されないよう、使用の不承認又は承認の取り消し等の必要な措置を講じます。
- ◆ 市が発注する公共工事から暴力団を排除するため、暴力団員等との請負契約及び下請契約を禁止します。受注者から暴力団員等でないこと等の誓約書を徴し、虚偽の記載をして提出した者には罰則を科します。
- ◆ 市は暴力団排除を徹底するため、警察と緊密な連携を図り、情報の共有や市民生活の安全の確保に努めます。